

重要事項説明書

(居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導)

利用者 _____ 様

医療法人麗愛会

うららホームケアクリニック

1. 事業者概要

- (1) 事業者名称 医療法人麗愛会 うららホームケアクリニック
- (2) 主たる事業所の所在地 富山県高岡市中曽根 2373
- (3) 代表者 理事長 藤田 健太郎
- (4) 電話番号 0766-73-9001
- (5) F A X 番号 0766-73-9081

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導
- (2) 事業所の名称 医療法人麗愛会 うららホームケアクリニック
- (3) 事業所の所在地 富山県高岡市中曽根 2373
- (4) 事業所の管理者 奥泉 正浩
- (5) 電話番号 0766-73-9001
- (6) F A X 番号 0766-73-9081
- (7) 事業所番号 医科 0214395
- (8) 事業の目的

医師が通院困難な要介護状態又は要支援状態にある利用者の自宅等を訪問して、適切な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

(9) 事業所の運営方針

- ① 指定居宅療養管理指導の提供に当たって、要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
- ② 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師が通院困難な要支援者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ③ 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(10) 従業者の職種、員数及び職務内容

- ① 管理者 1 名（常勤兼務、管理者と兼務）

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利

用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

② 医師 1 名（常勤兼務、医師と兼務）

医師は、居宅を訪問し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成などに必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や利用者、家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う

また、必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、また、関連する情報については、ケアマネジャー等に提供するよう努めることとする

(11) 法人が行っている他の事業

【医科診療所】

医療法人麗愛会 すみれホームケアクリニック

令和 6 年 10 月 1 日 指定

(12) 営業日及び営業時間

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日

土日、祝祭日、夏季休暇（8 月日から 8 月日※）、年末年始（12 月日から 1 月日）を除く。

※日にちは変更となる場合があります。

② 営業時間 午前 9 時～12 時、午後 1 時～5 時

(13)（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、富山県富山市、高岡市、射水市、氷見市、砺波市とする。

3. 利用料

(1) 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額

厚生労働大臣が定めた介護報酬上の額とし、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導が法定代理受領サービスに該当するときは、負担割合の額とする。

(介護保険の利用料)・・・令和 6 年 7 月現在

※介護報酬の改正に伴い変更される場合があります。

医師が行う場合

1 回につき 月 2 回まで

在医総管・施設総管（医療保険）を算定しない場合

単一建物居住者の数が 1 名の場合 515 単位

単一建物居住者の数が 2～9 名の場合 487 単位

単一建物居住者の数が 10 名以上の場合 446 単位

在医総管・施設総管（医療保険）を算定する場合

単一建物居住者の数が 1 名の場合 299 単位

単一建物居住者の数が 2～9 名の場合	287 単位
単一建物居住者の数が 10 名以上の場合	260 単位

歯科医師が行う場合

1 回につき 月 2 回まで

単一建物居住者の数が 1 名の場合	517 単位
単一建物居住者の数が 2～9 名の場合	487 単位
単一建物居住者の数が 10 名以上の場合	441 単位

歯科衛生士が行う場合

1 回につき 月 4 回まで

単一建物居住者の数が 1 名の場合	362 単位
単一建物居住者の数が 2～9 名の場合	326 単位
単一建物居住者の数が 10 名以上の場合	295 単位

管理栄養士が行う場合

1 回につき 月 2 回まで

単一建物居住者の数が 1 名の場合	545 単位
単一建物居住者の数が 2～9 名の場合	487 単位
単一建物居住者の数が 10 名以上の場合	444 単位

※介護保険・公費併用の場合、利用料一部負担金が公費負担になる場合があります。

(その他の費用)

訪問診療や往診、それに伴う治療の費用及び治療に関する電話相談の場合は、医療保険として取り扱われるため医療保険の給付割合による一部負担金が別途かかります。

- (2) 利用料は 1 ヶ月毎に計算し請求するものとし、翌月、口座振替もしくは末日までに法人口座へのお振込みにてお支払いください。

4. 契約の終了

(1) 契約の終了

次の各項のいずれかに該当する場合には、契約は終了するものとする。

- ① 要介護認定の更新において、利用者が自立と認定された場合。
- ② 利用者が死亡した場合。
- ③ 契約期間の更新がなされない場合。
- ④ 下記 (2) 項、(3) 項に基づき契約が解除された場合。
- ⑤ 事業所がやむを得ない事由により閉鎖した場合。

(2) 利用者による契約解除

- ① 利用者は契約の有効期間中、契約を解除することができる。
- ② 利用者は 3 項の変更に同意することができない場合には、契約を解除することができる。
- ③ 利用者が介護施設に入所した場合には、本契約を解除することができる。

- ④ 事業所が 5 項に定める守秘義務に違反した場合には、契約を解除することができる。

(3) 事業所による契約解除

- ① 契約締結時、利用者又はその家族が、その心身の状況及び病歴の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約が継続しがたい重大な事情を生じさせた場合には、事業所は契約を解除することができる。
- ② 利用者が利用料金を 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにも拘らず 2 ヶ月以内に支払われない場合には事業所は契約を解除することができる。

5. 秘密保持

- (1) 事業所は居宅療養管理指導を実施するにあたって知りえた秘密を第三者に漏洩しないものとする。
- (2) ただし、居宅介護支援事業者に居宅サービス計画書（ケアプラン）作成のために利用者の情報を提供することがある。この情報については、利用者又はご家族の了承のもとで、居宅介護支援事業者に提供するものとする。

6. 相談・苦情

- (1) 事業所は居宅療養管理指導等に関する相談、苦情に対応する窓口を設置し利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応するものとする。

苦情受付窓口 担当者

奥泉 正浩 院長

TEL 0766-73-9001

受付時間

毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）

9：00～17：00

- (2) 事業所以外の苦情・相談窓口

富山市役所 福祉保健部 介護保険課

TEL 076-443-2041

毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）

8：30～17：15

高岡市役所 長寿福祉課 高齢者福祉・介護

TEL 0766-20-1375

毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）

8：30～17：15

射水市役所 福祉保健部 介護保険課

TEL 0766-51-6627

毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）

8：30～17：15

砺波市役所 高齢介護課

TEL 0763-33-1328

毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）

8：30～17：15

氷見市役所 福祉介護課

TEL 0766-74-8066

毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）

8 : 30～17 : 15

富山県国民健康保険団体連合会 情報・介護保険課 介護保険係 苦情相談窓口介護

TEL 03-6238-0177

毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）

9 : 00～17 : 00

(3) 苦情処理の手順

苦情を受け付けた場合は、以下の手順に基づいた対応を実施します。

- 1 苦情内容を確認し、苦情解決責任者等へ報告
- 2 苦情の解決に向けた調査・対応の実施
- 3 再発防止・改善措置の実施

7. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- (3) 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- (4) 事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

年 月 日

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

医療法人麗愛会 うららホームケアクリニック

説明者 奥泉 正浩 印

私は本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供に同意しました。

【利用者】

〒

住所

ふりがな

氏名

印

【家族・代理人】

〒

住所

ふりがな

氏名

印